

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第1号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
35 と と り支 え愛 基金	高齢者、 障がい者等 が住み慣れ た地域で暮 らし続けら れるように するため、 これらの者 の生活を地 域で支え合 う活動の支 援及び生活 環境の整備 を行うこと。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てるとき。	35 と と り支 え愛 基金	高齢者、 障がい者等 が住み慣れ た地域で暮 らし続けら れるように するため、 これらの者 の生活を地 域で支え合 う活動の支 援及び生活 環境の整備 を行うこと。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てるとき。
36 鳥 取県 地域 の元 気・ 公共 投資 臨時 基金	地域にお ける公共投 資を円滑に 実施し、防 災対策、減 災対策等の 推進及び産 業基盤、生 活基盤等の 整備を図る ための経費 に充てること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てるとき。					

37 鳥 取県 海岸 漂着 物対 策基 金	海岸漂着物の円滑な回収及び処理並びに発生の抑制を図り、もって海岸における良好な景観及び環境の保全に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。							
---	---	-----------------	-------------------------	----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。